

仕 様 書

1 件名

平成 28 年度「東京手仕事」プロジェクト普及促進 「MAISON & OBJET 2016・9 月展」および海外商談会における現地代理店等業務委託について

2 目的

平成 28 年度「東京手仕事」プロジェクト普及促進の一環として「東京手仕事」ブランドの海外発信、支援商品の国際販路の開拓、普及促進を目的に海外展示会「メゾン・エ・オブジェ」に出展し、会期後に商談会を開催する。出品事業者及び商品の PR、新規取引先開拓、販路拡大、認知度向上を推進し、海外における販路の確保と流通システムの構築を図り、販売促進することで、出品事業者の持続的な成長と自立につなげていく。

展示会・商談会の会期中及び会期後の現地代理店として、商品の受発注窓口等業務を委託することにより、伝統工芸品の海外における流通を促進し、今後の欧州マーケットにおける販売体制を構築する。

なお、業務履行については、以下に記載の当事業公式ホームページを参照し、事業理念などを踏まえて実施にあたること。

伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業公式サイト

<http://www.tokyo-craft.jp/>

3 展示会名・日時・場所

展示会名 MAISON & OBJET 2016 (メゾン・エ・オブジェ)

日時 2016 年 9 月 2 日 (金) ~6 日 (火) 9:30~19:00 (6 日は 18:00 まで)

場所 Parc des Expositions de Paris Nord Villepinte, France ,Paris

※会期後の商談会は、ロンドンデザインウィーク中に 3 日間程度実施する。

商談会場は後日決定するが、ロンドン・セントパンクラス駅から公共交通機関移動でおおむね 30 分以内にある場所とする。

4 展示スペース

MAISON & OBJET 出展 (ホール 1) スペース 54 平米 (9m×6.0m=54 m²)

5 委託内容

(1) 会期前準備

ア 展示会開催前における事務局との事前打ち合わせを行うこと。

イ 出品事業者との取引形態 (国際物流・受発注システム・在庫管理・営業方法・バイヤー商談卸値確認等) の流れの確認を行うこと。

ウ 事業者が取引する際の実取引条件詳細 (海外での卸価格、支払条件、輸送費の負担元、納期、最低発注ロット等) の確認を行うこと。

エ スペックシート (販売用の商品仕様書) の作成を行うこと。

オ なお海外バイヤーとの取引経験がない事業者については、商談条件設定に際してアドバイスを行うこと。

カ 展示会および商談会前に、支援商品に関心の高そうなバイヤー等を選定し、招待状を送付する等の手段で「東京手仕事」の出展 PR を行うこと。

- (2) 会期中
 - ア 現地代理店としてブースに3名駐在し、商品の説明、受注業務を行うこと。
 - イ 会期中、または会期後に本展での受注情報、顧客情報を提出すること。
 - ウ 実演事業者の移動に伴うアテンドを行うこと。
- (3) 通訳手配
 - ア MAISON&OBJET 会期中に、フランス語⇄日本語通訳4名を手配すること。
 - イ 通訳は、経験5年以上とし、国際見本市での商談通訳経験を有すること。
- (4) バイヤー向け商談会の実施
 - ア MAISON&OBJET 会期後に開催されるロンドンデザインウィーク中に商談会を3日間以上実施すること。
 - イ 商談会にかかわる展示什器備品の調達および施工を別途行うこと。
 - ウ 現地代理店としてブースに3名駐在し、商品の説明、受注業務を行うこと。
 - エ 当該商談会の実施に伴う商品の仕入れは、受託者が事業者と直接行い、輸入にかかわる関税については、受託者が負担し、受託者が税務処理を行うこと。なお、本商談会はテスト販売の位置付けであるため、商品の仕入物流にかかる費用については公社が負担する。
- (5) 会期後
 - ア 展示会後にコンタクトが可能なバイヤー、顧客などとコンタクトを取り、商談を成約に結び付けるための交渉を行うこと。なお交渉では、随時出品事業者とコンタクトを取りバイヤーとの交渉内容について確認・調整を行うこと。
 - イ 展示会後の販路開拓として、支援商品に関心の高そうなバイヤー等を選定し、100者以上にコンタクトをとること。
 - ウ 上記ア、イについて、コンタクトを取ったバイヤー、顧客等のリスト及びその商談結果を分析し、まとめたものを報告書として提出すること。
 - エ 展示会終了後から2017年3月末まで、欧州における販売窓口として、出品事業者の商品の受注業務を行う。なお、海外への輸出経験のない事業者に対しては、物流等のアドバイスを行うこと。
- (6) なお、現地代理店及び通訳用の入館証は、公社が用意するものとする。

6 その他

- ア 国際見本市において商談業務を行った経験があること。
- イ 東京及び欧州主要都市に事務所を構え、欧州市場における販売代理店業務が可能であること。かつ、ロンドンにおいて商品の展示・販売ができるスペースを持っていること。
- ウ 出品事業者と直接売買契約を取り交わし、取引のための口座の開設に関する交渉を行うこと。
- エ 会期中の商談記録（バイヤー情報、業種、属性、商品デザインの印象及び価格適正性等）を日次で取りまとめ、公社に報告すること。また、ロンドンにおける商談会が終了後1か月以内に、公社に報告書を提出すること。
- オ 会期中及び会期後に、コンタクトを取ったバイヤー、顧客等のリスト及び受託期間中の商談分析結果をまとめたものを平成29年3月31日までに報告書として提出すること。
- カ 会場内の状況を適宜撮影したものは、催事終了後、公社担当者に報告、データで提出すること。
- キ 出品事業者については別紙を参照のこと。なお、出品商品については、後日、公社がデータ提供するものとする。

7 履行場所

(公財) 東京都中小企業振興公社 (以下、「公社」と言う。) が指定する場所

8 契約期間

契約確定日の翌日から平成 29 年 3 月 31 日 (木) まで

9 所有権・著作権等の帰属

本件委託業務に関して受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、公社に帰属する。受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

11 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙 2「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

12 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙 3 に定めるところによる。

13 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年都条例第 215 号) の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (平成 4 年法律第 70 号) の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証 (車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

14 支払い方法

委託業務完了を確認後、請求書を受理した翌月末までに一括して支払う。

15 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

16 連絡先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援部城東支社
伝統工芸品普及促進プロジェクト 國松・山田
電話 03-5680-4631 FAX 03-3251-7888

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。